

鳥取県パブリックコメント実施要領

1 目 的

県の主要な施策や重要な条例等（以下、「政策案」という。）の立案に当たって、その主旨や内容などを広く県民に公表して意見を求め（以下、「パブリックコメント」という。）県民から寄せられた意見を参考にして最終的な意思決定を行うことにより、県民の県政参画への推進を図るとともに、県の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

2 対象となる政策案

県としての意思を決定する前に県民の意見・提案を求めるべき政策案とは、原則として次のいずれかの条件を満たすものとし、選定にあたっては、担当課と県民室が協議の上、決定するものとする。

- （１）県民生活に多大な影響を与える条例案
- （２）県民の関心が高く、積極的に意見、提案等を求めることが重要な意義を持つ施策案
- （３）その他担当課が必要と認めるもの

3 事業の担当部局及び業務内容等

- （１）県民室は、担当課と協議の上、政策案の概要及び問い合わせ先等を取りネットに掲載することにより県民に広く周知し意見を募集する。

なお、必要に応じて新聞による広報を併せて実施する。

- （２）担当課は、県民が政策案を理解するために必要な公表資料を作成し、とりネットに掲載するとともに、県民室、各総合事務所県民局等県の窓口へ備え付ける。また、県民からの要望に応じて適宜提供する。

なお、上記２（１）のパブリックコメントの実施に当たっては、次の点に留意すること。

ア 提案しようとする議会の一つ前の議会の最初の常任委員会の開催日までに実施すること。

イ 開始する場合には、必ず担当部局長、次長又は課長が県政記者室で記者発表を行うこと。

- （３）上記のほか、担当課は、次に掲げる方法を必要に応じて活用し、広く県民に周知するよう努める。

ア 説明会、意見交換会等の開催

イ 報道機関への発表

ウ 県の発行する広報紙等への掲載

エ 印刷物の配布

オ 県政参画電子アンケート他各種アンケートの実施

4 政策案の公表時期

担当課は、公表しようとする政策案等の検討段階、県民に求める内容を考慮し、意見募集と意見集約に時間的余裕をもって適期に政策案を示すこと。

特に上記２（１）に係るパブリックコメントの実施に当たっては、再検討・修正が想定されるため、十分な時間的余裕をとること。

5 県民からの意見等の募集方法及び募集期間

- （１）県民からの意見等の募集方法は郵便、ファクシミリ、電子メール、又は県民室、各総合事務所県民局に設置する意見募集箱等によるものとする。

- （２）意見の提出に当たっては、住所・氏名・連絡先等の記載は任意とし、収集した個人

情報の利用目的をあらかじめ明らかにすること。

(3) 県民の意見等の提出先は担当課とし、募集期間は1か月程度とする。

6 県民の意見等の活用及び公表

(1) 担当課は、県民から提出された意見を十分考慮して、政策案等について最終的な意思決定を行うものとする。

(2) 担当課は、提出された意見等に対する県としての考え方を取りまとめ、提出された意見等と併せて次に掲げる方法で速やかに公表するとともに、提出意見の応募結果を別紙により県民室に報告する。

ア とりネットへの掲載

イ 県民室、県民局等県の窓口での縦覧、配布

ウ 報道機関への資料提供・県議会への報告・広報紙等への掲載

エ その他担当課が適当と認める方法

(3) 県民室は、随時パブリックコメント実施状況を取りまとめ、とりネットを通じて公表するものとする。

7 所要経費の負担

新聞による広報に要する経費は県民室が負担する。

その他の必要経費については、担当課が負担する。

8 その他

(1) 担当課は上記2(1)のパブリックコメントに関し意見を伺っておくべき個人、団体等がある場合には、パブリックコメントとは別に、適時に個別に意見を伺うこと。

(2) この要領に定めるもののほか、その他必要な事項は、県民室長が別に定める。

附 則

この要領は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年2月7日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月16日から施行する。